平成２７年（フ）第８３号
静岡市葵区大岩本町27番９号、旧住所静岡市葵区内牧85番地の１
債務者　渡邉　直也
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月22日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２３号
横浜市都筑区勝田町266番地１　勝田団地26―201
債務者　宝方　　孝
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１号
静岡市清水区鳥坂1612番地の１
債務者　塩津あや子
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６号
静岡市駿河区有東２丁目14番２号　メゾンフレシュールＡ202号
債務者　川口しげ子
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１号
静岡市駿河区高松2090番地の１　サンピュア原科Ａ201号
債務者　杉本　大輔
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４９号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1971番地123
破産者　中口　　誠
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５０号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1971番地123
破産者　中口　　恵（旧姓舟山）
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２５号
茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘３丁目19番地６　メゾンドアヴェニールＤ202
破産者　森川　順子
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２４号
徳島県板野郡板野町吹田字町南８番地４、旧住所徳島県板野郡板野町吹田字西山68番地110
破産者　三好　晴美
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７９号
熊本県菊池郡大津町大字引水603番地２
破産者　中村　　廣
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３６号
岩手県北上市新穀町１丁目６番27―302号　メルベイユ北上１、旧住所岩手県北上市鬼柳町鷹鳥羽87番地３
破産者　浮田　淑子
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６８６号
仙台市若林区新寺１丁目７番31号　パルデンス新寺201
破産者　玄間　貞行
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４４７号
川崎市中原区小杉町１丁目541番地３
破産者　藤川真由美
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４８５号
川崎市川崎区本町１丁目４番地15　アーバンステージ川崎708
破産者　寺内裕之こと　寺内　祐之
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
富山県高岡市本郷１丁目１番30―103号　レジデンス高岡Ⅰ、前住所富山県高岡市内免３丁目６番３―204号　リバークレストⅠ
破産者　近藤　征之
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１４号
富山県高岡市戸出町２丁目16番８―206号　コーポウイング、開始決定時の住所富山県南砺市川除新921番地５
破産者　内河製作所こと　内河　一夫
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１１２号
富山県高岡市野村963番地３
破産者　江守　克也
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部